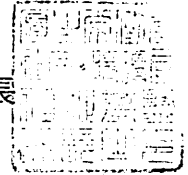


平成 24 年 5 月 24 日
社援基発 0524 第 2 号

各
〔 都道府県 民生主管部局長
指定都市 民生主管部局長
中核市 民生主管部局長
地方厚生（支）局長
関係団体の長 〕 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」の一部改正について

実務者養成施設等（学校を含む。）の「他研修等の修了認定」については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士学校における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成 23 年 10 月 28 日 23 文科高第 721 号 社援発 1028 第 2 号 文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局長通知）にてお示しし、その詳細な取扱いについては、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」（平成 23 年 11 月 4 日社援基発第 1104 第 1 号）によりお示ししているところです。

今般、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成 24 年 3 月 28 日老振発 0328 第 9 号）の発出に伴い、別添のとおり所要の改正を行い、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしたので、通知します。

なお、平成 18 年 6 月 20 日老振発第 06200001 号老健局振興課長通知による廃止前の訪問介護員養成研修の取扱いについては、なお従前の例によります。

○実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について（平成23年11月4日社援基発第1104第1号）

（傍線の部分は改正部分）

別添1		改正後										改正前									
別添1		届出の必要がない研修にかかる修了認定科目について										届出の必要がない研修にかかる修了認定科目について									
教育内容	時間数	介護福祉士研修	訪問介護員研修	介護職員等	その他	介護福祉士研修	訪問介護員研修	介護職員等	その他	介護福祉士研修	訪問介護員研修	介護職員等	その他	介護福祉士研修	訪問介護員研修	介護職員等	その他				
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
社会の理解 I	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
社会の理解 II	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
介護の基本 I	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
介護の基本 II	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
コミュニケーション技術	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
生活支援技術 I	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
生活支援技術 II	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
介護過程 I	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
介護過程 II	25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
介護過程 III (スクーリング)	45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
発達と老化の理解 I	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
発達と老化の理解 II	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
認知症の理解 I	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
認知症の理解 II	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
障害の理解 I	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
障害の理解 II	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
こことからだのしくみ I	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
こことからだのしくみ II	60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
医療的ケア	50(※)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
実務者研修 受講時間数	450	320	320	95	320	420	420	50	320	420	420	50	320	420	420	50	50				

※「医療的ケア」は基礎50時間とは別に演習を修了する必要がありません。

※「医療的ケア」には50時間とは別に演習を修了する必要がありません。

別添 2 実務者研修認定ガイドライン

■修了認定の流れ

(略)

- なお、介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修（1級・2級・3級）、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修、喀痰吸引研修等については、届出の科目については、別表を参照してください。(P 4)

(略)

別添 2 実務者研修認定ガイドライン

■修了認定の流れ

(略)

- なお、訪問介護員養成研修（1級・2級・3級）、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修、喀痰吸引研修等については、届出の科目については、別表を参照してください。(P 4)

(略)

別表

届出の必要がない研修にかかる修了認定科目について

教育内容	時間数	介護職員等特定研修			介護職員等基礎研修			その他 全国研修
		1級	2級	3級	1級	2級	3級	
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	○	○	○
社会の理解 I	5	○	○	○	○	○	○	○
社会の理解 II	30	○	○	○	○	○	○	○
介護の基本 I	10	○	○	○	○	○	○	○
介護の基本 II	20	○	○	○	○	○	○	○
コミュニケーション 技術	20	○	○	○	○	○	○	○
生活支援技術 I	20	○	○	○	○	○	○	○
生活支援技術 II	30	○	○	○	○	○	○	○
介護過程 I	20	○	○	○	○	○	○	○
介護過程 II	25	○	○	○	○	○	○	○
介護過程 III (スクーリング)	45	○	○	○	○	○	○	○
発達と老化の理解 I	10	○	○	○	○	○	○	○
発達と老化の理解 II	20	○	○	○	○	○	○	○
認知症の理解 I	10	○	○	○	○	○	○	○
認知症の理解 II	20	○	○	○	○	○	○	○
障害の理解 I	10	○	○	○	○	○	○	○
障害の理解 II	20	○	○	○	○	○	○	○
こころとからだのし くみ I	20	○	○	○	○	○	○	○
こころとからだのし くみ II	60	○	○	○	○	○	○	○
医療的ケア	50(※)	○	○	○	○	○	○	○
実務者研修 受講時間数	450	320	95	320	420	50	50	

※「医療的ケア」は、最低50時間とは別に演習を修了する必要があります。

別表

届出の必要がない研修にかかる修了認定科目について

教育内容	時間数	訪問介護員研修			その他 全国研修		
		1級	2級	3級	1級	2級	3級
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	○	○
社会の理解 I	5	○	○	○	○	○	○
社会の理解 II	30	○	○	○	○	○	○
介護の基本 I	10	○	○	○	○	○	○
介護の基本 II	20	○	○	○	○	○	○
コミュニケーション 技術	20	○	○	○	○	○	○
生活支援技術 I	20	○	○	○	○	○	○
生活支援技術 II	30	○	○	○	○	○	○
介護過程 I	20	○	○	○	○	○	○
介護過程 II	25	○	○	○	○	○	○
介護過程 III (スクーリング)	45	○	○	○	○	○	○
発達と老化の理解 I	10	○	○	○	○	○	○
発達と老化の理解 II	20	○	○	○	○	○	○
認知症の理解 I	10	○	○	○	○	○	○
認知症の理解 II	20	○	○	○	○	○	○
障害の理解 I	10	○	○	○	○	○	○
障害の理解 II	20	○	○	○	○	○	○
こころとからだのし くみ I	20	○	○	○	○	○	○
こころとからだのし くみ II	60	○	○	○	○	○	○
医療的ケア	50(※)	○	○	○	○	○	○
実務者研修 受講時間数	450	95	320	420	50	50	

※「医療的ケア」には50時間とは別に演習を修了する必要があります。